

会津若松市民意見公募の実施に関する要綱運用指針

(平成25年5月31日決裁)

(平成25年11月28日決裁)

(平成26年4月30日決裁)

(平成28年7月22日決裁)

1 目的（第1条関係）

この要綱の目的は、市民意見公募（以下「パブリックコメント」という。）の手續について統一的なルールを定めることにより、市民等の市政への参画を促進し、協働のまちづくりを進めるとともに、政策形成過程の公正性及び透明性の確保を図るものです。

2 対象（第2条第1項関係）

この条では、パブリックコメントの対象となる事案を規定しています。市民意見公募の手續では、条例等を決定する前の段階でその案を公表し、市民等への説明責任を果たすとともに、市民等の意見提出機会の確保を図ります。なお、市長等は、提出された意見に対して考え方を公表する義務を負います。

「行政各分野における計画」とは、福祉、産業、建設、教育など、それぞれの行政分野において広く市民等や市政全体を包含する計画、方針などを指します。例えば、特定の受益者や地区に限定されている個別の計画、方針については個別的に対象者と協議を行うことから非該当とします。

また、第1項では、市長等が条例等を策定する場合、原則としてパブリックコメントを実施する「パブリックコメント実施の原則」を定めています。

（第2条第2項関係）

この項では、パブリックコメントを行わないことができる事案について規定しています。各号の解釈運用については、企画政策部が担うものとし、具体的な事務手續としては、パブリックコメントの実施の有無を問わず、計画、条例案等の策定を検討している場合は、事業担当課から企画調整課へ「パブリックコメント実施に係る協議書（別記様式）」を提出することとします。

第1号の「公益上緊急性を要するもの」とは、パブリックコメントを実施することに

よって、時機を逸し、市民の利益が失われるなど、公益が損なわれるおそれがある場合をいい、単に事務手続の遅延等に起因するものは含みません。

第2号の「内容の実質的な変更を伴わないもの」とは、法令等の改正に伴うものであって内容の実質的な変更を伴わない場合や、法令又は国、県等によって市が規定すべき内容が詳細に定められており、その定めに沿った策定が求められているなど、本市の裁量の余地が事実上ない場合などを指します。

第3号の「意見聴取等の手続」とは、都市計画法第17条の規定による都市計画案の縦覧時の意見提出など法令の規定による市民等からの意見提出の手続を指します。

第4号の地方税、国民健康保険税、保険料、使用料、手数料等の賦課徴収（賦課から債権管理までの一連の業務をいう。）に関する事案については、負担軽減を求める意見が多数を占めることが想定されることや、受益と負担の公平性を確保する観点から、パブリックコメントを実施しないことができることとしています。また手数料等の「等」には、公債権のみならず、市営住宅の手数料、水道料金等私債権に分類されるものも含まれることとします。

第5号の「実施機関内部に適用されるもの」とは、職員の人事、福利厚生、給与、行政機構、財政計画、財産管理など行政内部に適用される事案を指します。

第7号の対象は、国、県等の個別の補助事業、交付金事業等を活用又は認可を受ける場合において、その採択要件として策定が義務づけられている計画等を想定しています。

第8号の地方自治法第74号第1項の規定による直接請求により提出された条例案については、市長に案を修正する権限がありませんので、パブリックコメントを実施しないことができることとしています。

第9号の「実施機関が設置するこれに準ずる機関」とは、地方自治法に定める附属機関ではないものの、規則、要綱により設置された機関を指します。

第9号の「本要綱の規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づくもの」とは、附属機関等において既にパブリックコメントの実施と同様の方法により市民意見の聴取手続を経て報告、答申等がなされた場合には、その報告、答申等を尊重して計画等を策定することとし、重ねてパブリックコメントを実施する必要がないことを示しています。

第10号の市長が特に要しないと認める場合の適用に当たっては、その濫用を避けるため、二役への協議・了承を必須とします。

4 公表の時期、内容等（第3条関係）

第1項の「適切な時期」とは、第6条第1項の規定により30日以上意見募集期間を設ける必要があることや、議会への提出、報告などの日程を考慮し、設定するものとします。公表に当たっては、公表する案について庁議、企画副参事会議等の庁内の手続、意思決定を経る必要があります。

なお、パブリックコメントとは別に、附属機関等を設置して答申や意見を受ける場合がありますが、案の決定は、市長（又は実施機関の長）の権限、裁量で行うことから、附属機関等の答申、意見とパブリックコメントのいずれを先行させるかは問わず、個別の案件ごとに判断することとします。

また、条例案についてパブリックコメントを行う場合は、市民へのわかりやすさを考慮し、条形式ではなく、その骨子、概要を公表します。

第2項では、市民等が案の内容を検討するうえで参考となる資料を可能な限り、公表することとします。

5 公表の方法（第4条関係）

公表は、市政情報コーナーにおける閲覧又は配布、会津若松市ホームページへの掲載（各所属においてページを作成し、企画調整課のトップページにリンク設定）、市政だよりへの掲載を行います。その他有効な手段があれば活用を図ります。

なお、市政だよりへの掲載内容については、限られた紙面に全ての情報を掲載することは困難であることから、その案の概要や公表時期について掲載することとします。

6 パブリックコメントの予告（第5条関係）

より多くの市民から意見を提出していただくことを目的に、各年度においてパブリックコメント手続を行う事案について、できるだけ早い段階から市民等に実施を周知するよう努めるものとし、その手段としては、市政だよりへの掲載や市ホームページを活用するものとします。

なお、市政だよりへの掲載は、毎年度6～7月を目途に行うこととし、市ホームページでの事前告知も同時期に開始し、随時更新を図るものとします。

7 意見の提出（第6条関係）

意見提出期間は、国の行政手続法の定めに基づき、30日間とします。提出方法については、郵便、ファクシミリ、電子メール、市長等が指定する場所への書面の提出のほかに、市民等の意見等が市に確実に届き、事務処理を行う上で支障がないものについても市長等の判断で加えることができます。

また、責任ある意見を提出いただくため、意見の提出に当たっては、個人又は法人等の氏名、名称等を明らかにして意見を提出していただくこととし、匿名による意見は取り扱わないものとします。

なお、意見を提出した個人名等を公表する場合は、公表する旨の予告がなければ公表することはできません。

8 提出された意見の取扱い（第7条関係）

市長等は、提出された意見を必ず取り入れなければならないことはなく、提出された多様な意見について、十分に検討した上で最終的な意思決定を行うものとします。

所管における検討の結果、公表案の内容を変更しようとする場合（政策的な変更を伴わない文言修正などは起案・決裁で可）は、再度庁議による意思決定を経る必要があります。

提出された意見に対して市長等の考え方を示す際は、市民等へのわかりやすさに配慮することとします。なお、提出された意見が多数に及ぶ場合には、類似している意見をまとめた上で公表することとします。

また、この制度は、案自体の賛否を問うものではないため、賛否のみの意見については、分類してまとめて公表するものとします。

なお、上記公表後、意見提出者に対し市長等の考え方について、担当課より個別に通知（郵送など）を行うこととします。